

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」中間案に対する意見と県の考え方

【対応区分】

- 計画に反映するもの
- 既に計画に反映しているもの
- 今後の施策や事業の実施において参考とするもの
- 計画に反映することが難しいもの
- その他（～に該当しないもの）

【いただいたご意見等の取扱い】

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
1	全般	-	<p>私は重度障害者で現状を書くと、施設に居る重度障害者は地域移行が言われる中で30年前と変わらずに食事、トイレ、お風呂の繰り返しで生きる為だけの介護を受ける生活で、変化と言えば相談員が増えたぐらいで家に戻ろうとしても施設を退所しないとヘルパーなどの福祉サービスが使えない現状で一時帰宅さえもできない状態です。</p> <p>一方、在宅の重度障害者は施設の待機待ちが約二年で順番が来ると次はいつ入れるかわからないからまだまだ在宅で暮らせるのに入所する重度障害者が凄く多いです。</p> <p>最近地域移行の影響が軽度障害者向けのグループホームが増え結果として在宅で暮らせる軽度障害者がグループホームでこれが三重の地域移行で、軽度障害者だと事業所も儲かりやすい仕組みがあり作業所、グループホームがたくさんできました。</p> <p>多様性が言われる中で社会に出やすい軽度障害者と社会に出にくい重度障害者の格差を埋めるのがこのプランの意味なので、大規模施設でもグループホームのように色々な福祉サービスの利用を認めたり、市町村事業の移動支援も施設入所者に対象を広げるような県の理念が必要。</p> <p>まずは一人の介助者が三人の食事介助をいっぺんにする施設入所者のあたりまえの日常を見てプランを考えてほしい。</p>		<p>障がい者が地域で安心して生活するうえでグループホームの充実が必要であることから、県としてその整備に取り組んでいるところです。</p> <p>重度の障がい者が地域で生活できるよう、平成30年度から日中サービス支援型のグループホームが制度化され、令和2年末時点で県内に3か所設置されましたが、未だ十分とは言えない状況です。</p> <p>県としては、プランにも記載していますが、日中サービス支援型のグループホームの充実に優先的に取り組むことで、重度の障がい者が施設ではなく地域で安心して生活できるよう、様々なサービスの利用も含め、支援していきたいと考えています。</p> <p>また、入所施設については、障がい者の重度化・高齢化が進んでいることから、福祉・介護ニーズの拡大に対応できるよう、人員配置基準や報酬額の更なる改善について国に対し要望してまいります。</p> <p>重度の障がい者が地域で自立した生活をするうえで、また施設から地域への移行を進める観点から、重度訪問介護のサービスの充実も重要であると考えています。重度訪問介護の利用促進に向けた取組としては、国において市町の人口規模に応じた支援事業が実施されているところですが、さらに充実されるよう国に対し要望してまいります。</p>

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
2	全般	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツ普及、啓発、イベント開催</li> <li>・次世代障がい者アスリート発掘と育成</li> <li>・パラリンピックだけではなくデフリンピック、スペシャルオリンピックスも知ってもらう</li> <li>・ガイドランナーマッチングアプリや窓口の設置 (全国からと保護者の依頼を簡単に受け入れ、マッチする事ができるように)</li> <li>・国内において、今後パラリンピック、デフリンピック(予定)アジア大会、世界選手権が開催されます。</li> <li>学生の修学旅行先や遠足の行事に入れてもらう、もしくは県の事業として、観戦ツアーを開催してもらえないでしょうか？</li> <li>・スポーツをする障害児の保護者のサポート</li> <li>・海外障がい者アスリート、チームとの交流</li> <li>・ボランティア人材の意識改革 (上から目線、やってやっているという気持ちの方に多く出会い、残念に感じております。このような意識が障がい者虐待に繋がるのではないのでしょうか・・・)</li> <li>・障がい者スポーツ指導員を増やす</li> </ul>		障がい者スポーツへの関心向上と理解促進を図るため、障がい者スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会をさまざまな取組を通じて提供する必要がありと考えており、ご意見は今後の事業の実施に当たっての参考とさせていただきます。
3		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用に伴う障がい者アスリート雇用の考えを取り入れてもらえないでしょうか？</li> <li>・アスジョブみえの障がい者バージョンも実行してもらえないでしょうか？</li> </ul>		<p>障がい者のアスリート雇用は、企業にとって障がい者雇用率のアップ、障がい者雇用に対する社員への理解促進、社会的評価(CSR)の向上などのメリットがあり、企業の障がい者雇用の促進につながる可能性があると考えています。(雇用経済部)</p> <p>障がい者の社会参加を促進する観点で、障がい者スポーツに取り組む当事者への支援は重要であると考えています。関係部局が協議しつつ、引き続き必要な支援の確保に努めてまいります。(子ども・福祉部)</p>
4		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児を抱える保護者のサポート(働き方、一人で悩む方がいるので見えるように窓口設置)をしてあげてほしいです</li> </ul>		各市町が障がい者及び家族等の相談に応じる障害者相談支援事業を委託により実施しています。 また、児童相談所において、知的障がいをはじめ障がい児に関する相談を受けています。相談を受ける中で、必要な福祉サービスにつながるよう、市町の窓口を案内しています。
5		第1章総論 第1節計画の基本的な考え方 1 計画策定の趣旨 (1) 権利擁護 イ) 残された課題	2 (36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「マスクをつけることにより」の直後を「口話を用いた聴覚障がい者」と修正されたい。手話や筆談なのに何か関係があるのか、という偏見の解消となるからである。</li> </ul>	

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
6	2 計画の基本的事項 (3) 他の計画との関係	3	・現状として、本計画の内容云々というより、関連する他の計画の全てが、本計画との整合性を図れていない、他課に対して猛省を促すとともに、改訂時には整合性を図らせるよう努められたい。		みえ障がい者共生社会づくりプランは、「みえ県民ビジョン」を踏まえるとともに、「三重県地域福祉支援計画」をはじめとした関連する他の計画と整合を図っています。ご意見を踏まえ、引続き、他の計画との整合を図ります。
7	3 基本理念	4	・「自立した生活」という語彙には偏見があって、個人それぞれ解釈や印象で、好き勝手に人権侵害を含めて行っているから、削られたい。三重県が計画で自立を強調するのを全廃することを望むし、三重県内全ての関係団体に指導助言することも望む。		障害者基本法（昭和45年法律第84号）第6条において、「国及び地方公共団体は、（略）障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。」と規定されているとともに、同法に基づき国が定める障害者基本計画においても「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」が一つの項目として規定されていることに鑑み、現在の記載としています。
8	4 計画推進の基本原則 (1) 障がい者の自己決定の尊重	4	・「自立し、行動する」の部分を「自ら行動する」に修正されたい。		障害者基本法や障害者基本計画、本プランの基本理念を踏まえ、現在の記載としています。
9	(3) 障がい者本位の途切れない支援	4~5	・三重県に必要なのは「途切れても補って余りある支援」である。三重県四日市市のように一回途切れてしまって、虐待事件や心中事件にまで発展してしまう事例などは、ありとあらゆる手段を以て、何が何でも総力を挙げて、防がなければならないものだ。何度途切れてしまおうと、何度でも繋ぎなおせるよう取り組まなければならない。もう「途切れない支援」という文言から卒業されたい		県では、障害福祉サービスの充実など共生社会の実現を目指した様々な取組を進めているところであり、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援を行う者が、関係機関の連携により途切れない一貫した支援に取り組んでいます。ご意見を踏まえ、引続き、関係機関と連携し支援に取り組めます。
10	5 施策体系 (1) 多様性を認め合う共生社会づくり	5	・LGBTも盛り込んでください。障がい者の中にもLGBTで悩んでいる方はいます		県では、障がいの有無を一人ひとり違う個性として認め合うことのできる「多様性を認め合う共生社会づくり」に向け、障がい者差別の解消や虐待の防止、情報アクセシビリティの向上等に取り組んでいます。障がい者差別解消の相談窓口においても、個々の障がいの状態や相談に至った事情を幅広く把握したうえで、相談対応を行っているところです。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
11	(2) 生きがいを実感できる共生社会づくり (2) 就労の促進 イ) 残された課題	6 (41)	・障がい者雇用の選択肢に、アスリート雇用を入れてください		障がい者のアスリート雇用が、社会的評価（CSR）向上や社内の一体感を高めるなど、企業や社員に相乗効果をもたらすことを企業に周知し、企業の障がい者雇用の理解促進に努めていきたいと考えます。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
12	(2) 生きがいを実感できる共生社会づくり	6	・三重県が「生きがいを実感できる共生社会づくり」を進めることは無い。人間は誰しにも生存権があることを強調されたい。黙認・追認・容認、全て人権侵害である。		「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という本プランの基本理念のもと、引き続き、障がい者の自己決定の尊重や障がいの状況等に応じた支援の充実に努めます。
13	(3) 安心を実感できる共生社会づくり	6	・三重県には、「障がい者を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯対策等を推進」するつもりなど無い。三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課に対して、女性が障がい者を背負って避難できるような靴を日常から履くよう、何度も何度も求め続けたが、ダイバーシティ社会推進課は、承るのみに終始し黙殺した。三重県男女共同参画基本計画のパブリックコメントを用いてでさえも、ダイバーシティ社会推進課の隠蔽・忖度・改竄を経て、表現を弱めたものでしか三重県男女共同参画協議会の資料にしないものだから、「女性が帰宅難民になったら困るね」だけで済ませようとしてしまった。障がい者の生存権を守るつもりがゼロである。子ども・福祉部が環境生活部を猛省させねばならない。自力での避難が難しかりょうと生存権はあるのだ。激甚大震災時に防災の日常化の拙い女しか周囲にはいなかったから車椅子などに見殺されたなどというのは絶対にあってはならない。総務部人事課、防災対策部防災企画・地域支援課、環境生活部ダイバーシティ社会推進課、三重県教育委員会の教育総務課学校防災・危機管理班、教職員課、特別支援教育課でさえも、三重県は恒常性バイアスに基づいてしまって防災意識と人権意識がゼロである。存在価値もゼロだ。忖度を人間の命よりも重視する全部局に対して、極めて強い明確な抗議を強く行われたい。		引き続き、福祉・医療・教育・労働等の関係部局が協議・連携し、安心を実感できる共生社会づくりに向け、防災や防犯対策等を推進します。
14	第2節障がいを取り巻く状況 2 障がい者の状況 3 障がい者数の将来見込	12～30	・この項目の記述は、「障がい者の状況」というよりも、「手帳所持者の状況」になってしまっている。例えば、発達障がいのグレーゾーンを疑われる人々についてどこに書いてあるのか。セルフ・ネグレクトなどで医療機関と繋がっていない精神疾患の人々についてどこに書いてあるのか。推定値で良いから出してはどうか。		障がい者の状況につきましては、手帳の所持状況や相談の状況、調査結果等に基づいて記載しています。ご意見につきましては、今後の施策・事業の実施において、参考といたします。
15	5 前計画期間の取組成果と課題 施策体系1 多様性を認め合う共生社会づくり (2) 障がいに対する理解の促進	36～38	・障がいを理由とする差別を行う不祥事を行ったのが、三重県教育委員会教職員課と生徒指導課であったことを深く心に刻み、もう二度と差別が起こらないよう、児童・生徒よりも、三重県教育委員会事務局職員に対しての、啓発や指導を行われたい。また、防災の日常化の意味を理解していない教育総務課学校防災・危機管理班に対し、合理的配慮が善意などではなく義務であることを極めて強く指導されたい。		県及び県教育委員会では、行政機関等における障がいを理由とする差別を禁止するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づく職員の対応に関する要領」を定めています。引き続き、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、条例の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために必要な啓発を行います。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
16		37	・小中学校は、大震災時における避難所指定が為されているのだから、避難所から福祉避難所へ障がい者を移送する訓練を含めた、防災訓練があると良い。		防災対策の推進において、頂いたご意見を参考に、福祉避難所運営マニュアル策定研修や、三重県DWA Tの登録員養成研修、訓練に反映させていただきます。
17	(2) 障がいに対する理解の促進 イ) 残された改題	37	・スポーツで障がい者を知る機会をつくる		障がい者スポーツについては、「(3)スポーツ・文化活動の推進」に記載しています。 なお、スポーツで障がい者を知る機会については、「障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組」に含まれるため計画の記載修正は行いませんが、スポーツを通じた障がい者理解の必要性についても認識しているところであり、ご意見は今後の事業の実施に当たっての参考とさせていただきます。
18	(3) 社会参加の環境づくり イ) 残された課題	39	・盲の方のガイドランナー育成(同行援護資格取得者を増やす) ・資格取得(同行援護)の呼びかけ		同行援護サービスを実施する事業所が地域的に偏っている状況があることから、昨年8月に障がい福祉課から各地域障害者自立支援協議会事務局に対し、同行援護サービスの現行把握及び適切なサービスの提供方策について議論を行うよう依頼したところです。
19			・スポーツから障がい者活動支援に係わる人を増やす		障がい者スポーツについては、「(3)スポーツ・文化活動の推進」に記載しています。 なお、障がい者スポーツを支える人の増加については、「障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組」に含まれるため計画の記載修正は行いませんが、ご意見は今後の事業の実施に当たっての参考とさせていただきます。
20	施策体系2 生きがいを実感できる共生社会づくり (1) 特別支援教育の充実 ア) 主な取組結果 専門性の向上	40	・大層な項目名の割に内容がDX対応のみとなっている。項目名を「授業におけるDX対応」としてはどうか。		「個別の指導計画等の作成や活用を進めるとともに、研修の場を設けることで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援等教員の特別支援教育に係る専門性の向上につなげました。また、」と追記します。
21	(1) 特別支援教育の充実 イ) 残された課題	40	・特別支援、聾学校、盲学校へのスポーツ外部指導の導入は難しいでしょうか？ ・障がい者スポーツの外部指導員の参加		県教育委員会では、県立学校の運動部に対して、運動部活動サポーターの派遣および運動部活動指導員の配置に取り組んでおり、盲学校、聾学校を含む全ての特別支援学校も対象としています。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
22	(2) 就労の促進 ア) 主な取組結果 多様な就労機会の確保	41	・大層な項目名の割に内容が農福連携のみだ。農福連携に限定することなく、項目名に沿うよう、水福連携などの多様な事例を挙げられたい。また、消費者との交流にあたっては、支援者が前に出てきて交流を邪魔することがあるので、今一つ上手いかわないことがある。支援者の意識改革を「三重県が」図られたい。		ご意見をふまえ、林福連携、水福連携の事例について追記いたします。
23	(2) 就労の促進 イ) 残された課題	41～42	・工賃向上の問題については、三重県が、福祉就労施設で工賃向上に困っている事業所について情報提供しないから、上手いかわない。意欲ある事業者と福祉事業所を上手く繋ぐことが出来さえすれば、いくらでも工賃向上は出来る。けれども三重県は、意欲ある事業者と言うと、実績がどうたらこうたらだの、業種がどうたらこうたらだの、理屈をこねるに留めるだけで、繋げていくことが無い。だから工賃向上が中々進まない。三重県が邪魔をしているからである。雇用経済部が門戸を狭めて、委託の県外事業者でお茶を濁すにとどめてしまっている現在の惨状をいい加減にやめたらどうか。		福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を支援するほか、ICT等を活用したマッチング強化を図ります。(共同受注窓口事業の令和3年度からの取組として、福祉的就労事業所の受注の拡大や販路開拓のため、発注の新規開拓等に積極的に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ICT等を活用し非対面・非接触による物販等の受発注の一層の拡大を図るデジタルマーケットをWeb上に形成することで、障がい者の工賃のさらなる向上を図っていきます。) また、施設外就労のスキームを活用し、就労支援事業所が障がい者と職員のユニットを編成して企業内の生産ラインを請け負う施設外就労「M.I.Eモデル」を県内の企業及び就労支援事業所に展開することで、障がい者の工賃向上に取り組んでいきます。
24	(3) スポーツ・文化活動の推進 イ) 残された課題	43	・デフリンピック、スペシャルオリンピックスの言葉を入れてください		計画期間(2021年～2023)に日本、三重県で開催される「東京パラリンピック」と「三重とこわか大会」を好機として記載しているものであり、ご意見を反映することは困難ですが、今後、デフリンピックなどの大会と連携した取組を積極的に進めて参ります。
25			・若年層ボランティアの必要性をお願いします		若年層ボランティアの必要性も「障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組」に含まれるため計画の記載修正は行いませんが、ご意見は今後の事業の実施に当たっての参考とさせていただきます。
26	施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり (1) 地域生活を支えるサービスの充実 経済的な支援  (5) 社会的自立に向けた支援	45  (83)	・この内容は、障がい児に限定された制度なのか。もし障がい児・者の両者の内容であるならば、「保護者」ではなく「保護者や成年後見人」が正しい。		心身障害者扶養共済年金の支給対象者は「障がいのある方」で、加入できるのはその「保護者」ですが、その定義(条件)は、本制度(全国一律)で定められているものです。 本制度における「障がいのある方」とは、障がいによって将来独立自活することが困難と認められる方のことで、年齢は問いません。一方で、「保護者」は、その方の配偶者、父母、兄弟姉妹またはその他の親族であって、現にその方を扶養している方と定められており、親族でない成年後見人は、加入することが出来ませんので、ご了承ください。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
27	(3) 防災・防犯対策の充実	48～49	・「障がいの有無にかかわらず、誰もが共に避難しやすい三重県づくり」の日常化が微塵も出来ていない。		避難者の多様性に配慮した避難所運営支援や市町と連携した要配慮者の避難対策など、要配慮者の適切な避難促進に向けて取組を進めてまいります。
28	第2章障がい施策の総合的推進 第2節生きがいを実感できる共生社会づくり 2 就労の促進 現状と課題	69	・工賃が依然として低い状況にあるのは、三重県が人と人をつながないから、三重県に事なかれ主義が蔓延しているからである。また、事業所に足りないのは、新商品を開発しようとする機運と、新商品を開発したいと思う事業者とのコネクションである。		就労系障害福祉サービス事業所に対して、研修会の開催やコンサルタントの派遣等を行い、福祉的就労における工賃等の向上を図ります。(月額平均工賃が県平均を下回る福祉的就労事業所を主な対象に、工賃向上につなげるための研修会を開催するとともに、コンサルタントを派遣して経営改善を図り、商品開発やサービスの品質向上、販路の開拓等を支援する事業を実施しています。)
29	(2) 福祉的就労への支援	71～72	・この箇所に、創業支援・ICT推進課や中小企業サービス振興課が全く出てこないから工賃が向上しない。縦割り行政で、子ども・福祉部障がい福祉課のみに担当させる雇用経済部の判断ミスが主たる原因である。幹部級職員が、障がい者に関することは何から何まで担当課に全て丸投げしてしまうから、誰も言い出せていない。		関係部局の連携のもと、施設外就労のスキームを活用し、就労支援事業所が障がい者と職員のユニットを編成して企業内の生産ラインを請け負う施設外就労「M.I.Eモデル」を県内の企業及び就労支援事業所に展開することで県内の企業及び就労支援事業所に向けて展開し、障がい者の工賃アップや企業での一般就労へのスムーズな移行及び定着を図ります。(施設外就労「M.I.Eモデル」は雇用経済部と子ども・福祉部が連携した取組です。)
30	3 スポーツ・芸術文化活動の推進	73	障がい者スポーツを盛り上げるためにもっと企業の方々に観戦、体験して障がい者スポーツの素晴らしさを体感して頂きたいです。 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の中にも障がい者スポーツと企業が交流を持てる計画を何か一つ入れて頂きたいです。  これからは障がい者スポーツと企業が連携する窓口が必ず必要だと思います。		障がい者スポーツの裾野を拡大していくには、企業やスポーツクラブなど、多くの方に障がい者スポーツに関心を持っていただく必要があると考えており、ご意見は今後の事業の実施に当たった参考とさせていただきます。
31	2 福祉と医療などが連携した支援の充実 (1) 障がいの早期発見と対応	86	・三重県は「気づき」の段階を活かせるようにはできていない。		子どもの発達支援においては早期発見が重要であり、検診等の機会をとらえて早期発見につなげる取組が必要であると考えています。

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
32	(4) 発達障がい児・者への支援	90	・助言対象に県内の市教委・町教委を必ず含まれたい。		「小中学校、高等学校等」の「等」に含まれるものと考えます。
33	3 防災・防犯対策の充実 施策の展開	92～93	・「防災の日常化を推進するにあたって、障がいの有無にかかわらず誰もがともに避難できる三重県づくり」という視点を導入します。(総務部人事課)」と追記されたい。		県では、障がい者が地域社会において、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時における支援体制の強化に取り組んでいます。引き続き、ご意見を踏まえ、防災対策の充実と推進に取り組めます。
34	第3章 障害福祉計画・ 障害児福祉計画 1 福祉施設入所者の地域 生活への移行 (1) みえ障がい者共生 社会づくりプラン 平成30年度～令和 2年度)の実績	95～96	・要因として重度化や高齢化を挙げてしまっても本当に良いか。認知症の待機老人問題と結びついた理解となるけれども、本当にそれで良いか。		福祉施設に入所する障がい者の重度化や高齢化が、地域生活移行者数及び施設入所者数減少見込の成果目標の達成を困難にしている要因と考えています。県としましては、相談支援体制や重度訪問介護の充実や重度の障がい者を受け入れる日中サービス支援型共同生活援助事業所等の整備を行うことなどにより、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進していきたいと考えています。
35		95～96	・「本人や家族の不安」という記述については、高齢化が進んでいるのだから、もう家族から成年後見人の親族に移行している世帯も多いのではないかと。多くないならば、成年後見人の承継問題にも取り組まなければならない。関係者が、別居の甥や姪であろうと打診できるなら打診するのだろう。ならば、別居の甥や姪であろうと不安の払底を急がなければならない。		福祉施設に入所している障がい者が地域生活に移行するにあたり、本人はもとより家族の不安を軽減することは不可欠と考えており、そのためには相談支援体制の充実や重度の障がい者を受け入れる日中サービス支援型共同生活援助事業所等の整備を進めるとともに成年後見制度の拡充を図ることが重要であると考えています。
36	4 福祉施設から一般就労 への移行 (2) 目標達成に向けた 施策	103	・総合的に取り組む必要があると思っているのならば、雇用経済部が、雇用経済部雇用対策課障がい者雇用班に丸投げしている現状を改め、雇用対策課以外の課による積極的関与がなされるよう、子ども・福祉部のほうから積極的に呼びかけ、雇用経済部の総力を挙げさせるよう努められたい。		障がい者の就労支援は障がい者の生活全般に関係することから、障がい福祉や雇用、教育など関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが必要であると考えており、関係部局との連携を進め、今後とも総合的に取り組んでいきます。



No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
37	3 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 第2節 障がい者支援のための体制整備	107	<p>「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画107ページ第2節 障がい者支援のための体制整備のところ、『本プランの基本理念である共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援により、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本的な考え方として、障がい者支援の体制整備を図ります。』さらに『また、障害福祉サービス等による支援を通じて、第1節で掲げた福祉施設から地域生活への移行等の成果目標を実現できるよう、必要なサービスの提供体制の整備を図ります。』と書かれていますが、具体的な福祉施設から地域生活への移行に関する施策についてはあまり記載されていないように思います。特に重度の障害者が地域生活移行するうえで必要不可欠なサービスである重度訪問介護に関する取り組みをプランの中に盛り込んでいただきたいとします。</p> <p>施設で暮らしている重度の障害者が地域でヘルパーを使った自立生活を実現するためには、重度訪問介護を実施しているヘルパー事業所が必要となります。また、たとえこうしたヘルパー事業所が見つかったとしても新たな利用者を受け入れるためには、一人の利用者につき最低でも15名以上のヘルパー確保が必要となってきます。</p> <p>重度訪問介護の資格は他のヘルパー資格と異なり3～4日程度で取得できる資格です。そのため、全く介護経験がない人でも手軽に取得できるのでヘルパー事業所としても未経験者に対して求人がかけやすくなっていると思います。しかしながら、三重県内では重度訪問介護従事者研修を定期的開催している事業所はなく、ほとんどの場合、名古屋や大阪といった県外での資格取得となっているのです。特に昨年から続いているコロナ禍の中では県外での資格取得はかなりのリスクもあり、せっかく応募してくれた人が県外での資格取得を諦めて他の仕事を探す例もあつたりします。</p> <p>こうした現状を少しでも打開し、施設や病院で暮らす重度の障害者が地域移行していくためには、重度訪問介護従事者研修を定期的開催することが必要です。民間の事業所に頼るだけでは実現は難しいと思います。可能であれば県の障害者相談支援センターが中心となり定期的に重度訪問介護従事者研修を開催することが必要です。</p> <p>また、県内にある重度訪問介護を実施しているヘルパー事業所の連絡協議会的な組織を立ち上げ、これらの研修をフォローしていくことも必要であると考えます。</p> <p>やはり重度障害者の地域移行や自立生活を実現していくためには、安定したヘルパーの確保が極めて重要だからです。</p>		<p>重度訪問介護は重度の障がい者の地域における生活を支えるために不可欠なサービスであり、一層の充実が必要であると考えています。重度訪問介護従事者養成研修は本年度、県内で2事業者が実施予定です。県障害者相談支援センターが研修を実施するのは難しいと考えますが、いただいたご意見につきましては今後の施策実施において参考とさせていただきます。</p>

No	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
38			<p>重度障害者の地域移行や自立生活を実現する為のもう一つの大事な要因としては、市町が支給決定する重度訪問介護の時間数が充分あるか、ないかによって生活そのものが左右されてしまうのです。財政の問題等で財政規模が小さい市町は重度訪問介護の支給時間数が少なくなってしまうのです。生まれ育った市町で地域移行をしたくても、市町の財政基盤によって実現が出来たり、出来なかつたりするのです。</p> <p>ヘルパー派遣時間の財源は、国が二分の一、県と市町が四分の一ずつとなっており、この仕組みでは小さな市町では財政が圧迫するのも事実です。</p> <p>出来れば、財政基盤が小さい市町の負担を県や国がその分を負担してもらえような仕組み作りを考えて頂ければと思います。</p>		<p>重度の障がい者が地域で自立した生活をするうえで、また施設から地域への移行を進める観点から、重度訪問介護のサービスの充実は重要であると考えています。</p> <p>なお、重度訪問介護の利用促進に向けた取組としては、国において市町の人口規模に応じた支援事業が実施されているところです。</p> <p>県において負担割合を超える財政的支援を行うのは困難な状況ですが、国に対し当該事業の充実について要望してまいります。</p>
39	2 相談支援の体制の確保	110～112	<p>・グレーゾーンの人間に対しての相談支援体制の記述はどこか。特に発達障がいについては、できるだけ早期に相談することばかりが強調されてしまっている。幼少期の頃には見過ごされていた人間であろうとも、広く相談を受け付けるべきスペクトラムでは無かったか。</p>		<p>発達障がい者等に対する支援を効果的に行うためには早期に発達支援を行うことが重要であると考えていますが、障がい者の状況に応じ、必要な時に相談支援を受けることができる体制を今後とも確保していきます。</p>
40	5 地域生活支援事業の実施 7 関係機関との連携に関する事項 8 その他自立支援給付及び地域生活支援事業ならびに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	121～123	<p>・「地域の（自立支援）協議会」の自立支援が括弧書きになっているのは何故か。</p> <p>・「取組記載しています」と誤字がある。</p>		<p>障害者総合支援法の施行に伴い、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるようになったことに伴い、厚生労働省が従来の自立支援協議会を（自立支援）協議会と表示することになったことから、自立支援を括弧書きで記載したものです。</p> <p>誤字は修正させていただきます。</p>
41	第4章計画の推進 第1節 計画の推進体制	129～130	<p>・この綺麗事が画餅に墮することがないよう、三重県が本当に実行することを望む。</p>		<p>「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という本プランの基本理念のもと、引き続き、障がい者の自己決定の尊重や障がいの状況等に応じた支援の充実に努めます。</p>